

足立区議会情報公開条例の施行に関する規程

(平成12年12月25日区議会議長告示第2号)
改正 平成16年12月17日区議会議長告示第2号
平成17年3月30日区議会議長告示第1号
平成18年8月31日区議会議長告示第2号
平成26年4月1日区議会議長告示第2号
平成28年4月1日区議会議長告示第2号
令和5年3月22日区議会議長告示第1号
令和6年6月4日区議会議長告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、議長が管理する情報について、足立区議会情報公開条例（平成12年足立区条例第122号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会情報開示請求書の提出)

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき、情報の開示を請求しようとするものは、議会情報開示請求書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による開示請求)

第2条の2 電子情報処理組織（条例第7条第2項の電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求をする者は、当該開示請求を書面により行うときに記載すべきこととされている事項その他議長が必要と認める事項を、議長の定めるところにより、当該開示請求をする者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して行わなければならない。

- (1) 議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
- (2) 議長の使用に係る電子計算機と通信する機能

(開示請求の却下)

第2条の3 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求を却下することができる。

- (1) 当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるとき。
- (2) 開示請求者が当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく条例第14条第2項に定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り返したとき。
- (3) 開示請求者に開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- (4) 開示請求者が当該開示請求の手續又は当該開示請求より前に行われた開示請求の手續若しくは開示の実施において、不適正な行為を繰り返したとき。
- (5) 開示請求者が同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返したとき。

2 前項の規定による開示請求の却下は、条例第12条第1項に規定する全部不開示の決定により行う。

(開示請求の却下の報告)

第2条の4 前条第1項の規定による開示請求の却下を行った場合には、条例第17条に規定する足立区議会情報公開審査会に報告するものとする。

(情報の閲覧等)

第3条 議長は、条例第12条第1項の規定に基づき情報の開示を決定したときは、速やかに開示請求者に対し、当該情報の開示をしなければならない。

2 情報の閲覧等をする者は、当該情報を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 議長は、前項の規定に違反する者に対し、情報の閲覧等の中止又は禁止を命ずることができる。

(情報開示等の決定の通知)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、議会情報開示等決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第12条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、議会情報開示決定期間延長通知書(第3号様式)に延長の理由を具体的に記載し、速やかに開示請求者に通知するものとする。

3 条例第12条第6項の規定による通知は、議会情報開示決定期間特例延長通知書(第4号様式)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第5条 条例第13条第1項に規定する事項は、当該情報の作成年月日、議会以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。

2 議長は、条例第13条第1項の規定により議会以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(第5号様式)により通知するものとする。

3 議長は、条例第13条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第12条第1項の開示決定をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書(第6号様式)により反対の意見書を提出した第三者に通知するものとする。

(情報の写しの作成交付)

第6条 情報の写しの作成は、議長が別に定める方法により行う。

2 写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(電磁的記録の開示方法)

第7条 条例第14条の規定による電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により開示を行うことができる。

3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。

(情報の開示の実施に要する費用の負担)

第8条 条例第15条第1項及び第2項の規定による情報の開示に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 開示請求者は、情報の開示の実施に要する費用を前納しなければならない。

(審査会に対する意見聴取)

第9条 条例第16条第3項の規定により議長が審査会の意見を聴く場合は、審査会意見聴取書（第7号様式）によるものとする。

(情報検索目録等の設置)

第10条 条例第23条に規定する情報検索目録等は、区議会事務局に置く。

(実施状況の公表)

第11条 条例第27条に規定する実施状況の公表は、区議会だよりへの掲載及び足立区告示式規程（昭和26年足立区告示第25号）に基づく告示により行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

付 則（平成16年12月17日区議会議長告示第2号）

この規程は、足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年足立区条例第58号）の施行の日から施行する。

付 則（平成17年3月30日区議会議長告示第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年8月31日区議会議長告示第2号）

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日区議会議長告示第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日区議会議長告示第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月22日区議会議長告示第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	単 位	金 額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円
複写機により作成した情報の写しの交付	A3判以下 1面	10円
	カラーコピー 1面	50円
電子計算機からの出力物の交付	1面	10円
CD-Rに複写したものの交付	1枚	100円
USBメモリーに複写したものの交付	1個	1,000円
情報の写しの郵送に要する費用	実費相当額	

備考

- 1 A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 規格は、日本産業規格による。

(表)

第1号様式 (第2条関係)

整理番号			—			
------	--	--	---	--	--	--

議 会 情 報 開 示 請 求 書

足立区議会議長

年 月 日

様

請求者 住所

氏名

電話

名称 (連絡先)

電話

足立区議会情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求者資格要件	足立区議会情報公開条例第6条第 号
請求の内容 〔議会情報の具体的な名称 又は知りたい事項を具体的 に記入して下さい。〕	
開示の方法	1. 閲覧 2. 視聴 3. 写しの交付 ※ 開示の請求に係る情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。費用の額は、別表 (裏面) のとおりです。
開示を請求する理由・目的	
<p>(注意)</p> <p>1. 請求権者資格要件とは、条例第6条の次の各号のいずれかです。 (1) 区内に住所を有する人 (2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 区内に勤務する人 (4) 区内に通学する人 (5) その他議会情報の開示を請求する理由を具体的に示すことのできるもの</p> <p>2. 公開を請求する理由・目的は請求者資格要件の(5)に該当する場合は必ず記入して下さい。それ以外の場合は、差し支えなければ記入して下さい。</p> <p>3. 住所以外に日中で連絡のつき易い所のある方は、連絡先を記入して下さい。</p>	
○この請求書のコピーは議会情報開示請求書の控えです。 ○この請求に対する決定は開示請求があった日から14日以内に行い、速やかに文書により通知します。 ○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係る情報について不開示決定がされたものとみなすことができます。 ○この写しは、決定通知書がお手元に届くまでは保管しておいて下さい。 ○問い合わせ先 足立区議会事務局 庶務係 3880-5995	収 受 印

(表)

別表

区 分	単 位	金 額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	1 0 円
複写機により作成した情報の写しの交付	A 3 判以下 1 面 カラーコピー 1 面	1 0 円 5 0 円
電子計算機からの出力物の交付	1 面	1 0 円
CD-Rに複写したものの交付	1 枚	1 0 0 円
USBメモリーに複写したものの交付	1 個	1, 0 0 0 円
情報の写しの郵送に要する費用		実費相当額

備考

- 1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 規格は、日本産業規格による。

(表)

第2号様式(第4条関係)

整理番号

議会情報開示等決定通知書

足議収第 号
年 月 日

様

足立区議会議長

年 月 日にありました議会情報の開示請求につきましては、以下のとおり決定しましたので通知します。

議会情報の件名	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 全部開示(開示の方法、開示の日時、開示の場所のとおり) <input type="checkbox"/> 一部開示(開示の方法、開示の日時、開示の場所、開示に応じられない理由・部分のとおり) <input type="checkbox"/> 全部不開示(開示に応じられない理由・部分のとおり) <input type="checkbox"/> 不存在(開示に応じられない理由・部分のとおり) <input type="checkbox"/> 存否応答拒否(開示に応じられない理由・部分のとおり)
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
開示の日時	年 月 日() 時から 時まで
開示の場所	1. 議会事務局 2. その他()
開示に応じられない理由・部分	足立区議会情報公開条例第 条 号
開示できる予定のある場合	年 月 日以降であれば、当該議会情報の(全部・一部)を開示することができます。

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区議会議長です。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注意)

- 議会情報の開示を受ける際には、この通知書を提示して下さい。
- 指定された議会情報の開示の日時に来庁できない場合は、議会事務局に電話等で連絡して下さい。
- 議会情報の開示によって得た情報は、条例の規定に基づき、適正に使用しなければなりません。
- 足立区議会情報公開条例第12条第2項及び第3項の規定により、この通知があった日から90日以内に、正当な理由なく開示を受けないときは、当該情報は開示されたものとみなします。

担当 足立区議会事務局 庶務係 3880-5995

整理番号			—		
------	--	--	---	--	--

議会情報開示決定期間延長通知書

足議収第 号
年 月 日

様

足立区議会議長

年 月 日にありました議会情報の開示請求につきましては、足立区議会情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

議会情報の件名	
条例第12条第1項の規定による開示決定の期間満了日	年 月 日 ()
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日 ()
決定期間を延長する理由	
担 当 足立区議会事務局 庶務係 3880-5995	

整理番号			—		
------	--	--	---	--	--

議 会 情 報 開 示 決 定 期 間 特 例 延 長 通 知 書

足議収第 号
年 月 日

様

足立区議会議長

年 月 日にありました議会情報の開示請求につきましては、足立区議会情報公開条例第12条第6項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

議会情報の件名	
条例第12条第1項の規定による開示決定の期間満了日	年 月 日 ()
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日 ()
決定期間を特例延長する理由	
担 当	足立区議会事務局 庶務係 3880-5995

整理番号			—			
------	--	--	---	--	--	--

意見照会書

足議収第 号
年 月 日

様

足立区議会議長

足立区議会情報公開条例に基づき、下記の議会情報の開示請求がありました。開示するかどうかの検討の参考とするため、別紙によりご意見をお知らせください。

開示請求のあった 議会情報の件名	
議会情報に記載され ている情報の内容	
回答の期限	年 月 日（ ）までに到着するようお願いいたします。
<p>(注意)</p> <p>1. 回答は別紙「意見回答書」を送っていただくか、電話による回答のいずれかの方法でお願いします。</p> <p>2. 期限までにいずれの回答もない場合は、足立区議会情報公開条例の趣旨に沿って議長が決定いたします。</p>	
<p>担 当 足立区議会事務局 庶務係 3880-5995</p>	

整理番号		—		
------	--	---	--	--

意見回答書

年 月 日

足立区議会議長
様

住所

氏名

電話

名称（連絡先）

電話

年 月 日付で照会のあった議会情報の開示についての意見は下記のとおりです。

開示請求のあった
議会情報の件名

意見

開示されることにより不利益となることが予測される場合には、その内容をできるだけ具体的に記入してください。

整理番号			—			
------	--	--	---	--	--	--

意見聴取書

氏名(名称)	
住所(所在地)	
聴取の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
聴取の方法	1. 窓口へ来庁 2. 電話 ()
議会情報の名称	
第三者に係る情報の内容	

聴取内容

プライバシーの侵害の程度
 事業活動における当該情報の性格及び位置付け等

公開した場合の影響等

整理番号			—		
------	--	--	---	--	--

開示決定に係る通知書

足議収第 号
年 月 日

様

足立区議会議長

年 月 日付 足議収第 号で照会した議会情報の開示については、次のとおり決定したので通知します。

開示請求のあった 議会情報の件名	
決定の区分	1. 全部開示 2. 全部不開示 3. 一部開示 4. その他 ()
決定の内容及び理由	
開示をする日	年 月 日 ()
担当	足立区議会事務局 庶務係 3880-5995

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区議会議長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

整理番号			—		
------	--	--	---	--	--

審 査 会 意 見 聴 取 書

足議収第 号
年 月 日

足立区議会情報公開審査会

会 長 様

足 立 区 議 会 議 長

足立区議会情報公開条例第16条第3項の規定に基づき、次の事案について貴審査会の意見を求めます。

議会情報の件名	
決 定 の 区 分	1. 全部開示 2. 全部不開示 3. 一部開示 4. その他 ()
決 定 の 理 由	
審査請求のあった日	年 月 日 ()
審査請求の内容	
備 考	